

## 第 9 条に係る運用手続きの細則

第 9 条の 1 における会員の除名の手続きを次のように定める。

1. 過去 2 年以上、会費を滞納した者に対し、会費納入の督促を行う。
2. 納入の督促後も 1 年以内に会費の納入が行われない場合は、日本テスト学会誌の送付を中止する。
3. さらに 1 年以内に会費の納入が行われない場合は、会員名簿からの除名の手続きを行う。

2019 年 8 月 28 日施行